

## 研究不正に係る調査報告書

### 1.経緯・概要

本学文芸学部教員（以下「調査対象者」という。）の執筆した論文等に盗用他の不正が疑われるとして、令和3年7月29日付で公益通報があった。

これらの申立てを受け、近畿大学「研究活動上の不正行為等への取扱規程」に基づき、予備調査の実施を経て本調査委員会（研究公正委員会）を設置し、研究活動上の不正行為の調査を行った。その結果、特定不正行為（盗用）等を認定したので公表する。

### 2.調査体制

調査体制（研究公正委員会の構成）

学内委員2名（委員長：副学長、教員）、学外委員2名（国立大学法人 学識者、弁護士）

### 3.調査内容

#### (1) 調査対象

##### ①調査対象論文

調査対象者が執筆した論文等 32 編

##### ②調査対象者

文芸学部教員

#### (2) 調査期間

令和4年6月20日～令和6年1月29日

#### (3) 調査方法

本学文芸学部長を委員長とする予備調査委員会を立ち上げ、予備調査委員会委員長から学長にその調査結果を報告した。

その結果、研究公正委員会による調査（以下、研究公正委員会における調査を「本調査」という。）が必要であると判断され、調査対象者の研究不正にかかる本調査が開始された。

### 4.調査結果

#### (1) 認定した不正行為の種別

##### ①特定不正行為

盗用（他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること）

##### ②特定不正行為以外の不正行為

不適切な流用、自己盗用（研究に関し社会通念上、不適切と判断される行為）

(2) 認定した論文等

32 編中 9 編の論文等について、以下のとおり不正行為があったと認定した。

盗 用：4 編

不適切な流用：4 編

自己盗用：1 編

(3) 不正行為に係る研究者

調査対象者

(4) 認定理由

本調査の結果、本件各論文等について、故意による「盗用」「不適切な流用」及び「自己盗用」があると認定した。

調査対象者の執筆した論文等で盗用、不適切な流用及び自己盗用が認められたこと、上記 32 編において、調査対象者が、他の文献からの引用である旨、適切に表示している箇所もあり、調査対象者において、他の文献から引用する場合にはその旨を適切に表示しなければならないことは十分に認識できていたといえる。

## 5.本学が行った措置

本学では、令和 5 年 12 月 6 日、調査対象者について降職とした。

## 6.不正行為の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

本学では、教員・大学院生等研究者に対し、研究活動における不正行為に関する APRIN e-ラーニングの受講を義務付けており、調査対象者もこれを受講していた。たとえば、調査対象者が受講した APRIN e-ラーニングには「責任ある研究者の行為について」「盗用と見なされる行為」「研究における不正行為」といったテーマのものもある。にもかかわらず、今回の不正行為に至ったのは、ひとえに調査対象者自身の規範意識の欠如によるものと言わざるを得ない。

(2) 現在の取組と再発防止策

文部科学省による「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月）を受けて、本学では、「研究活動上の不正行為等への取扱規程」（平成 29 年 3 月）を制定し、研究活動上の不正行為の防止に取り組んでいる。本学ではこれまで、研究上の管理・運用について、徹底した対応をする観点から、「近畿大学における競争的資金等の取扱に関する規程」（平成 28 年 4 月）に定めるコンプライアンス委員会からの報告・

提案も受けつつ、関連規程の改正を含めて、不正防止に向けた対策を講じてきた。また、教職員や大学院生を対象とした研究上の不正行為防止のための説明会・研修会や APRIN e-ラーニングを毎年実施している。

令和5年度からは、教員と大学院生を対象に、「学術論文（著書）の投稿時におけるセルフチェックシート」や「学位論文提出時におけるセルフチェックシート」を実施し、研究上の不正行為の防止をより一層強化している。大多数の教員や大学院生は研究倫理を身につけているが、一方、極めて稀に問題を起こす教員や大学院生もいる可能性があるため、著書や学術論文等の提出前は、セルフチェックシートにより不正行為がないことを確認し、研究不正を未然に防いでいく。

更に、研究倫理に関する研修会などによる粘り強い啓発活動を継続する。

令和6年3月15日  
学校法人近畿大学